

平成29年4月17日
5 - A 会議室

秋田市教育委員会
平成29年4月臨時会
(案 件)

付議案件

議案第13号	秋田市教育委員会会議規則等の一部を改正する件	…	1
議案第14号	秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	…	7

議案第13号

秋田市教育委員会会議規則等の一部を改正する件

秋田市教育委員会会議規則等の一部を次のように改正する。

平成29年4月17日提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(秋田市教育委員会会議規則の一部改正則)

第1条 秋田市教育委員会会議規則(昭和31年秋田市教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条および第3条を削る。

第4条第1項中「委員長」を「教育長」に、「委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第14条第2項の規定による」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1項中「第13条第1項」を「第14条第1項又は第2項」に改め、同条を第3条とする。

第6条第2項中「委員長(委員長にあっては、委員長職務代行者)」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第8条ただし書中「委員長」を「教育長」に改め、第2章中同条を第6条とする。

第9条中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項および第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第9条とする。

第12条ただし書中「但し」を「ただし」に、「この限り」を「、この限り」に改め、同条を第10条とする。

第13条第1項中「動議」を「、動議」に改め、同条第2項中「委員長は会議にはかつて、」を「教育長は、会議に諮って」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「、教育長」に、「のべる」を「述べる」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項および第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第14条とする。

第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

第19条第1項中「委員長」を「、教育長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第2項中「別に」を「、別に」に改め、同条を第17条とする。

第3章中第20条を第18条とする。

第21条第1項中「委員長」を「教育長」に、「より教育長の推せんする者を」を「から」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「及び」を「および」に改め、同条を第19条とする。

第22条第2号中「出席委員」を「出席した教育長および委員」に改め、同条第3号中「委員および」を「教育長および委員ならびに」に改め、同条第8号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「及び委員長」を「および教育長」に改め、同条を第21条とする。

第24条中「委員長は」を「教育長は、」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第22条とする。

第25条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、第4章中同条を第23条とする。

(秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和31年秋田市教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(委任事務の報告)」に改め、同条中「が重要」を「のうち重要な事項」に、「であるときは、これ」を「について、遅滞なく、その管理および執行の状況」に、「諮らなければ」を「報告しなければ」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(教育長の職務代理)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項に規定する場合において、同項の委員は、同項の職務(教育委員会の会議を主宰する職務を除く。)を教育次長(事務局長を置くときは、事務局長)に代理させるものとする。この場合において、教育次長を2人置くときは、主として教育委員会の事務全般を担当する教育次長、主として学校教育に関する事務を担当する教育次長の順序で、当該職務を代理させるものとする。

(秋田市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第3条 秋田市教育委員会傍聴人規則(昭和27年秋田市教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて委員長」を「全て教育長」に改める。

第3条中「委員長は」を「教育長は、」に改める。

第6条第2項ただし書、第7条および第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

(秋田市教育委員会公告式規則の一部改正)

第4条 秋田市教育委員会公告式規則(昭和31年秋田市教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す

る法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の」を削り、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第3項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

（秋田市教育委員会公印規則の一部改正）

第5条 秋田市教育委員会公印規則（昭和32年秋田市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

公印の種類	ひな形	書体	寸法	印材	使用区分	保管責任者	個数
委員会印	(1)	てん書	方30ミ リメー トル	木 印	委員会名をもって 発する文書	総務課長	1
委員会印	(2)	てん書	方30ミ リメー トル	木 印	賞典関係文書（縦 書き）	総務課長	1
委員会印	(3)	てん書	方11ミ リメー トル	木 印	就学および卒業に 関する文書	総務課長	1
教育長印	(4)	てん書	方24ミ リメー トル	木 印	教育長名をもって 発する文書	総務課長	1
教育長印	(5)	てん書	方27ミ リメー トル	木 印	賞典関係文書（縦 書き）	総務課長	1
教育長 職務代 理者印	(6)	てん書	方24ミ リメー トル	木 印	教育長職務代理者 名をもって発する 文書	総務課長	1

課長印	(7)	てん書	方21ミ リメー トル	木 印	課長名をもって発 する文書	各課長	各 1
室長印	(8)	てん書	方21ミ リメー トル	木 印	室長名をもって発 する文書	各室長	各 1
館長印	(9)	てん書	方21ミ リメー トル	木 印	館長名をもって発 する文書	各館長	各 1
所長印	(10)	てん書	方21ミ リメー トル	木 印	所長名をもって発 する文書	各所長	各 1
学校印	(11)	てん書	方30ミ リメー トル	木 印	卒業証書	各学校長	各 1
学校長 印	(12)	てん書	方18ミ リメー トル	木 印	学校長名をもって 発する文書	各学校長	各 1
学校長 印	(13)	てん書	方18ミ リメー トル	木 印	賞典関係文書（縦 書き）および卒業 証書	各学校長	各 1
学院印	(14)	てん書	方30ミ リメー トル	木 印	卒業証書	秋田公立美術 大学附属高等 学院校長	1
学院校 長印	(15)	てん書	方18ミ リメー トル	木 印	秋田公立美術大学 附属高等学院校長 名をもって発する 文書	秋田公立美術 大学附属高等 学院校長	1
学院校 長印	(16)	てん書	方18ミ リメー	木 印	賞典関係文書（縦 書き）および卒業	秋田公立美術 大学附属高等	1

			トル		証書		学院校長	
--	--	--	----	--	----	--	------	--

別表の公印のひな形中(4)および(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)を(5)

とし、

	「 (8) 」		「 (6) 」																																									
	<table border="1"> <tr><td>秋</td><td>田</td><td>市</td><td>教</td></tr> <tr><td>育</td><td>委</td><td>員</td><td>会</td></tr> <tr><td>教</td><td>育</td><td>長</td><td>職</td></tr> <tr><td>務</td><td>代</td><td>行</td><td>者</td></tr> <tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	秋	田	市	教	育	委	員	会	教	育	長	職	務	代	行	者	印				を	<table border="1"> <tr><td>秋</td><td>田</td><td>市</td><td>教</td></tr> <tr><td>育</td><td>委</td><td>員</td><td>会</td></tr> <tr><td>教</td><td>育</td><td>長</td><td>職</td></tr> <tr><td>務</td><td>代</td><td>理</td><td>者</td></tr> <tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	秋	田	市	教	育	委	員	会	教	育	長	職	務	代	理	者	印				
秋	田	市	教																																									
育	委	員	会																																									
教	育	長	職																																									
務	代	行	者																																									
印																																												
秋	田	市	教																																									
育	委	員	会																																									
教	育	長	職																																									
務	代	理	者																																									
印																																												
				に改め、(9)を(7)と																																								

し、(10)から(18)までを(8)から(16)までとする。

附 則

この規則は、平成29年5月13日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成26年法律第76号）により委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことに伴い、関係する教育委員会規則を改めるため、改正しようとするものである。

議案第14号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成29年4月17日提出

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第27条の2」を削る。

第3条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の」を削り、「旧法」を「法」に、「第18条」を「第17条」に改める。

第4条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「法」に改める。

第8条第3項第6号中「および女性」を削る。

第27条の2を削る。

附 則

この規則は、平成29年5月13日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、同月1日から施行する。

提案理由

委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことに伴い教育委員会

の組織等に関する規定を整備するとともに、生涯学習室の分掌事務を改めるため、改正しようとするものである。